

越谷市告示第 **107** 号

越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）第6条第1項の規定により令和4年度労働報酬下限額を定めたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和4年3月 **31** 日

越谷市長 福 田 晃

別紙

工事の請負の契約（越谷市公契約条例第6条第1項第1号に規定する対象請負契約）に係る労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,723	27	普通船員	2,723
2	普通作業員	2,408	28	潜水士	4,624
3	軽作業員	1,688	29	潜水連絡員	3,409
4	造園工	2,363	30	潜水送気員	3,342
5	法面工	3,004	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,072	32	軌道工	5,603
7	石工	3,027	33	型わく工	2,982
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,734	35	左官	3,072
10	鉄筋工	3,105	36	配管工	2,599
11	鉄骨工	2,824	37	はつり工	2,880
12	塗装工	3,229	38	防水工	3,297
13	溶接工	3,297	39	板金工	3,263
14	運転手（特殊）	2,903	40	タイル工	2,672
15	運転手（一般）	2,532	41	サッシ工	2,982
16	潜かん工	3,499	42	屋根ふき工	2,772
17	潜かん世話役	4,152	43	内装工	3,184
18	さく岩工	3,522	44	ガラス工	2,970
19	トンネル特殊工	3,488	45	建具工	2,798
20	トンネル作業員	2,847	46	ダクト工	2,678
21	トンネル世話役	3,837	47	保温工	2,599
22	橋りょう特殊工	3,510	48	建築ブロック工	2,764
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,622
24	橋りょう世話役	3,972	50	交通誘導警備員A	1,733
25	土木一般世話役	2,835	51	交通誘導警備員B	1,542
26	高級船員	3,432			

※ 受注者又は受注関係者との合意の下で見習い、手元等として従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1,350円とする。